

キャッチオール規制と《輸出者等遵守基準》

米満 啓

これから何回かに分けて《輸出者等遵守基準》について考えてみたいと思います。

1. 「常識」を疑え

キャッチオール規制についての要求事項を、《遵守基準》は、第何条でどのように定めているかご存じですか？

そんなの1条二号ニの「用途・需要者確認」に決まってる、が多くの人々の答えのような気がします。キャッチオールといえば「用途・需要者確認」ですものね。

二号 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準

イ 当該特定重要貨物等輸出者等を代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する責任者（以下この号及び次条において「統括責任者」という。）を選任すること。

ロ 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。

ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

でもホントにそうでしょうか？ 以下、その「常識」を考え直してみましょう。

2. 省令条文には何と書いてある？

「特定重要貨物等の用途（中略）及び需要者等」と書いてあります。「特定重要貨物等」はリスト規制品（輸出令別表第1の1～15項貨物、外為令別表の1～15項技術）を指します。

つまり《遵守基準省令》1条二号ニが「用途・需要者確認」を求めているのは、リスト規制該当品の「輸出等」に当たったのことなのです。リスト規制に該当しない16項品に対しては何も触れられていません。

このことから1条二号ニは、キャッチオール規制には無関係の規定であることがわかります。

では省令中にキャッチオール規制に関係する記述はないのか？ いや、もちろんあります。しかし一寸意外な場所に、意外な形で隠れています。

3. キャッチオール規制の記述はここだ

正解は省令1条一号ロ。

輸出等（法第五十五条の十第一項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。

あれ？ 書いてあるようには見えないけれど？

いや、ごもっとも。条文上にキャッチオール規制に直結する文言はありません。しかし『CISTEC ジャーナル』2010年3月号（4頁）に、経産省の下記見解が載っています。

『輸出等業務に関係している組織が外為法を遵守し、無許可輸出等違反を防止するために、各組織の業務の実態や、組織内の体制に照らし、必要十分な指示、指導を組織内で行うことを指しており、例えば、外為法の規制内容を十分に理解するように指示すること、**キャッチオール規制への違反を防止するため、輸出等に当たり用途や需要者に注意を払うようにあらかじめ指示すること**などが想定される。必要な指導の内容や水準について一律に達成すべき基準を設けるものではないが、各組織の実態に照らし適切と認められる指導や指示が求められる。』

また同年10月の同省資料（「輸出者等遵守基準等の導入に向けて」）では次のように述べています。

業として輸出を行っている者に求められること（註 省令1条一号の要求事項）

- 輸出しようとする物や提供しようとする技術がリスト規制の1～15項に該当する場合には経済産業大臣の許可が必要となります。
- また外為法は、リスト規制だけではなく**大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制**もあるので、リスト規制対象貨物・技術を確認するだけでは不十分です。
- 遵守すべき外為法関係法令が何かを知り、輸出者等内部の担当者が遵守するよう適切に指導する必要があります。



まず、業として輸出等を行う場合、以下の事項を行う必要があります。

- 輸出又は提供される物や技術が、リスト規制品に該当するか否か、を最新の法令に基づき事前に確認すること。
- 輸出等の業務に従事する者に対し、外為法関係法令を遵守するように指導すること。

キャッチオール規制を軸に上記テキストを見ると、次のように整理できると思います。

- i **キャッチオール規制遵守も当然の義務としてきちんと対応する必要がある。**
- ii 「対応」に当たっては、**最新の法令を押さえて、社内の関係者を適切に指導すべし**
表立っては書いてありませんが、iで「**キャッチオール規制にきちんと対応**」という以上、「**用途・需要者の確認**」は当然要求されているもの、と読まざるをえないのです。

4. 結論

結局のところ《遵守基準省令》のどこにも「キャッチオール規制対応の為に用途・需要者確認を」という記述はありませんでした。(一号口においても「それは当然やるものでしょ」ということで敢て明示されずじまい)

こうしてみると私には、省令はキャッチオール規制について中身のあることを述べているのだろうか、という疑問が湧いてきます。

なぜなら(「本命」っぽい)1法2号2は、キャッチオール規制に無関係な記述でした。一号口にしても、「キャッチオール規制もしっかりやれ」はともかく、その対応に当たっての要求が「最新法令を押さえて」とは、当然すぎてバカバカしいとは思いませんか? 「最新でない法令」でのチェックなど論外であって、わざわざ言及する価値があるようには思えない(実質的には「ちゃんとやれ」と気合を入れているだけに見える)からです。もっともリスト規制ならば、「毎年の改正をきちんとフォローせよ」というのも意味のあるメッセージと思いますが、その一方で、(省令一号マターゆえに)管理責任者の設定も、関連部署間の分担関係の構築も求めているのです。

どうしてこんなことになってしまったのでしょうか? 私の推測(何なら「邪推」と呼んで下さい)を記します。

おそらく「用途・需要者の確認」規定のルーツは、1994年の《大臣通達》の次のくだりだと思います。(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_daijin.pdf)

- (2) 企業の基本方針を遵守するため、以下の点を考慮して輸出管理体制の整備を図ること。
- ① 規制貨物等の輸出又は提供の管理に関し、社内に輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設け、業務分担及び責任範囲を明確にすること。
 - ② 該非判定、顧客審査及びこれらを総合的に勘案した取引審査についての手続きを明確に規定し実施すること。特に、取引の実状に即した最終顧客及び用途の確認を実施できるようにすること。

《遵守基準》は、マンパワーに乏しい中小企業でも対応できるよう、上記《大臣通達》の要求内容を軽量化して作ったものと言われています。「軽量化」のため、対象案件をリスト規制該当品輸出に限定したものの、その結果キャッチオール規制が対象から抜けてしまったということではないでしょうか?